

1 日時 令和6年1月24日(水) 14:00~16:00

2 場所 岩手県庁12階 特別会議室

3 内容

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 出席者紹介

(4) 議事

1 令和5年度いわて特別支援教育推進プラン等施策の取組状況について 【資料No.1】

2 いわて特別支援教育推進プラン(2024~2028)(案)について 【資料No.2、3】

3 令和5年度発達障がい者支援に係る取組状況等について 【資料No.4】

4 発達障がい者支援センター利用児者の状況と今後の相談受付の方向性について 【資料No.5】

5 市町村における発達障がい児者の体制整備状況について 【資料No.6】

(5) その他

(6) 閉会

4 出席者

(会長) 八木淳子会長

(構成員) 川村憲弘 構成員、後藤敏信 構成員、高橋勇樹 構成員、佐藤信 副会長、藤倉良子 構成員、成田礎野美 構成員、前多治雄 構成員、金濱誠己 構成員、田代拓之 構成員、千葉澄子 構成員、阿部孝司 構成員、葛西健郎 構成員、畑山紀枝 構成員、石川博章 構成員、石井賢治 構成員

(オンライン出席) 小川修 構成員

(欠席) 泉澤毅 構成員、三田正巳 構成員、青柳禎久 構成員

(オブザーバー) 亀井淳 氏 (オンライン出席)

5 協議の概要

(1) 令和5年度、岩手特別支援教育推進プランと施策の取り組み状況について

※「資料No.1」について、事務局より説明

<質疑・意見>

【藤倉 良子構成員】

3ページ、課題の一番最後のところですが、全ての学校種の保護者に対し、特別な支援を要する生徒の就労に関する情報提供を進めることとありますが、福祉関係の就労を前提としたものでしょうか。それとも一般就労まですべて含めた情報提供なのかお伺いいたします。

【事務局 最上特別支援教育課長】

全ての学校種ということですので、基本的には小中高特別支援学校全てと考えておりますので、もちろん一般就労も含め、様々な進路・就労に関する情報提供を進めていきたいと考えているところです。

【千葉 澄子構成員】

まだ医療的ケアについては、あまり皆さんの方から触れられなかったので、今回取り組み状況ということなので、少しその取り組みについてご報告させていただければと思います。7ページになります。医療的ケア児に係る職員の配置。この部分については、岩手県看護協会としては、直接的なケアをする医療的ケア児支援員者育成業務ということで、直接的なケアをする看護師の養成について研修会を開催しております。今年度につきましては、4会場79名の方を対象に研修会を実施しておりますし、当初3回の予定だったのですが、申込者が多くて4回開催しております。宮古で1回、盛岡で3回ほど実施しております。来年度につきましては、フォローアップ研修等も予定しているところで、コーディネーター等につきましては、教育委員会サイドでやられているかと思いますが、直接的にケアする看護師につきましては、看護協会でこのような形で研修会を実施していることにつきまして、皆様にご報告したいと思っております。

あとそれから医療的ケア児ですけれども、特別支援学校に53名いるということですが、岩手県における医療的ケア児の人数は、今何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。

【事務局 日向障がい保健福祉課総括課長】

1年ぐらい前に全県の調査をさせていただきました、その際、把握できたのが253人だと思っています。毎年10名前後ぐらい増えている状況でございます。

(2) いわて特別支援教育推進プラン（2024～28）（案）について

※「資料 No. 2～3」について事務局より説明

<質疑・意見>

【後藤 敏信構成員】

就学前から支援の充実ということで、幼児教育については、本当にここ最近ですけども、重要度と言いますか、就学前教育がしっかりしていることが、生涯安定した生き方をしていけるというような話があって、幼児教育が大事だなということは、実感してるところです。このプラン、共に学びと共に育つということで、感覚的な意見になりますけども、出口に関する支援は、すごく充実してきていると思うのですが、入口の方がちょっと薄いのかな。入口の方の支援体制についての表記なり、そういうものが必要なかと思っておりますし、子供のみならず、保護者も共生社会の一員となるわけですから、保護者に対する支援体制と言うか、相談体制と言いますか、早くからそういう知識を幼稚園の保護者にも向けてやっていただければなと感じているところです。

【事務局 最上特別支援教育課長】

幼児期は本当に支援が必要なお子さんにとっては、「支援の入口」とお話いただきましたけれども、まさにスタートの時期、支援が始まる大事な時期だと思いますので、そういった意味では、お子さんに対する支援もですし、ご意見いただきました保護者に対しまして、もちろんお子さんへの支援についても情報提供が必要だと思いますけれども、特に就学に関する情報については、プランの具体的な施策の方にも掲げておりますので、そういったところも含め、幼児期の支援の充実を図っていきたいと考えております。

【石川 博章構成員】

我々ハローワークで行っているのはどちらかと言うと、入口と言うよりは、支援学校を卒業した出口の方の支援が中心になってくるので、直接はあまり入口ということでお話できないかもしれませんが、ハローワークに流れてくる方は、特別支援学校の例えば、2年生とか3年生のときから相談をして、卒業と同時に、一般就労を目指していくことになります。そういった意味では、在学中の例えば実習とか、それから、企業との関わりとか、そういったものが非常に重要になってくると考えているところであります。

また、卒業時期には、ハローワークと保護者、企業の方など、それから地域の方と連携して、障がいをおもちの方が、継続して就労できるように様々なサポートをするために、打ち合わせ等もやっているとありますので、地域が一体となって支援をしていくことが重要だと考えているところであります。

【石井 賢治構成員】

今回いただいた教育推進プランの中では、様々な校種の生徒さんだったり、或いは保護者の方に情報提供されるということが明記されていまして、特に県立高校などに進まれている生徒さん、或いはご家族の中には、進路を考える上での情報がなかなか得られにくかったり、或いは知らないこともあるかもしれませんので、ここにあるような取り組みを通じて、様々な選択ができるような情報共有が実現することを期待したいなと思います。以上です。

【前多 治雄構成員】

今、就労の話が出ましたので、就労に関して、発達障害者保健福祉手帳持っていると、障害者枠で入れますよね。障害者枠というのは、40人の規模であれば、2.5%ですか。取らないとペナルティがあるわけですよね、各企業で。ところがそれをどう見ても100人ぐらいの規模だけれども、うちはそれはやらないって企業があるようですが、そんなことはあり得るのでしょうか。

【石川 博章構成員】

民間企業の法定雇用率が2.3%となっておりますので、企業規模からいくと43.5人以上の企業については、障がい者の雇用1人を義務付けしているところです。

今年の4月から民間の法定雇用率が2.5%に上がりますので、40人以上の企業に1人雇用が義務付けられているところであります。今、お問い合わせの何かペナルティがあるのかということなんですけれども、最終的なペナルティというのは、企業名の公表というものが最終的なペナルティになっておりまして、それ以上のものがあると言われると、なかなか厳しいものがありますので、各ハローワーク等で障がい者の雇用に関して、不足している企業に対して、障がい者を雇用するようにいろいろ働きかけているところであります。徐々に、障がい者の雇用が進んでいるところでありますけれども、なかなか100%にならないということはその通りで、今後も一層努力をしていきたいなと思っております。

【前多 治雄構成員】

逆にそういう障がい者の方を雇用した場合のアドバンテージはどういうものがあるんですか。

【石川 博章構成員】

障害者の方を雇用した場合のメリットは、企業に対して障がいの重度とか、重度以外とかで助成額の違いがありますが、採用した場合には、一定の賃金の助成制度がございます。

【前多 治雄構成員】

1人採用するとお幾らぐらいですか。

【石川 博章構成員】

半年ごとの申請で1回、数十万単位で出るものがあります。

【前多 治雄構成員】

障がいのある方を雇用すると、このぐらいアドバンテージがあるということは、みんな知っているものなのではないでしょうか。

【石川 博章構成員】

この助成金については、広く使われているので、結構知られている助成金だと思っております。

【金濱 誠己構成員】

記載内容については、特に変更は必要ないかもしれませんが、「つなぐ」のところの「引継ぎシートの作成活用」とありますが、この活用のところで今、医療と教育の連携のために活用されているという側面がありますので、お伝えしたいと思います。

それから、先ほど入口の話が出ました。早期からのっていうことですが、今度こども家庭庁の方針で、来年度から5歳児健診が全国的に始まることになりました。5歳からでいいのかどうかという問題は残りますけれども、全国で展開されることになりましたのでお知らせいたします。

それから、保護者への支援ということで書いてありますが、ペアレントトレーニングであるとか、最近はティーチャーズトレーニングとか、支援者の方のトレーニングも進んできていて、これも含まれるかと思えます。

【成田 礎野美構成員】

資料2の5ページ目の「つなぐ」のところ、ここの引き継ぎシート等を活用して継続して支援を行っている学校の割合の、分母は何になるのかが1つ目の質問です。100%となっておりますが、体感と全然違います。

2点目は、次のページ6ページになりますが、引き継ぎシートが「医療機関や放課後等デイサービス等の関係機関と情報を共有するために、活用することも可能である。」という書き方になっていきますけれども、推進していくというお話だったと思います。「可能である」っていうのは推進するっていうのとはちょっとかけ離れているかなと思いましたので、こちらの表記について、ご検討いただきたいというのが2点目。

3点目は、11ページの真ん中あたりにICT機器を利用した、多様性を前提とした学級経営についての記載がありますが、確か前回か前々回かに、このICT、1人に1台配付されまして、学校になかなか通えない子が、学校とのやりとりを機器を通してやっている事例もあると伺いました。そ

ちらの進捗について伺いたいのと、不登校の防止とか支援とかに関わることで、何らかの形でこちらに記載をいただければと思いました。

【事務局 最上特別支援教育課長】

1点目です。引き継ぎシート等を活用して継続して支援を行っている学校の割合ですので、学校に調査をかけて、学校としてやっているという回答が出てきたのが100%という、2022年の調査です。それを踏まえて、次期プランについても100%維持と考えております。

【成田 礎野美構成員】

普通小・中学校、特別支援学校の校種が入って、100%っていう回答が出ているということですか。

【事務局 最上特別支援教育課長】

はい。

【成田 礎野美構成員】

支援学級があるので、支援学級では使っているけれども、普通学級で使っていないという例が多く存在するのではと思います。この回答の求め方だと表面化しないと思いますので、今後、何かしらご検討いただければと思います。

【事務局 最上特別支援教育課長】

分かりました。いずれ調査には、学校として支援学級、もしくは1人でも使っていればイエスと上がってくるような形になっていますので、今後、進捗状況とか、実際に学校現場でどうなっているのかについては、プランを進める中で、検討して進めていきたいと思います。

それから、2点目が6ページ目の、引き継ぎシートの関係機関との情報共有のところでもよろしかったでしょうか。「可能である」という文末については、検討して前向きな表現にしたいと思います。

3点目、11ページ。ICT機器を、例えば不登校のお子さんに対する関わりの一つとして使っている事例ですが、私が押さえているのは、支援学校のお子さんでやはり長期欠席の方についてのやりとりで使っているというのは、把握しているところですけども、具体的に記載をお願いしたいというのは、どういうところでしょうか。

【成田 礎野美構成員】

前回ご質問差し上げた後に、中学校で一斉にタブレットを持ち帰るっていう、持ち帰って調査があったそうです。偶然かもしれないですけども、それで家庭に持ち帰って利用できるかっていうことを、各学校で検討されたのではと思うのですが、その後は1度も持ち帰ることがないと聞いています。支援が必要な子供たちがたくさんいますし、不登校や、不登校というふうに認定されないようなケースであっても、たくさんの子供たちが行き渋りとか別室登校とかいろんな形で、教室に入れないでいますので、せっかく1人1台となったわけですから、活用するように県の方から示していただいた方がよろしいのではと思いました。

【事務局 最上特別支援教育課長】

そのような活用については、この推進プランでももちろん、この授業のあり方とか授業実践に係るところで、改めて具体的にやりとりをしていきたいと思えます。併せて、県として、より一層、ICT活用の推進は、重要課題、重要推進事項に位置付けて取り組みを進めていこうとしていますので、合わせた形で、より広く、よりいろんなところで使えるような形で進めていきたいと考えています。

【藤倉 良子構成員】

1点目、ICTタブレットですが、各生徒に1台行き渡っているっていうのはすごいことだと思っております。ただ、今おっしゃった、不登校の子供たちにつきましては、一時、確か、岩手大学教育学部附属中学校でコロナがまだ第5類に認定されていなかった前に、高校受験が近づいたときに、感染したくない方は、生徒が自宅でこの機器を持って帰って授業を受けてよいとなったと記憶しております。例えば不登校のお子さんでも、どうしても行けないから授業受けられないではなくて、行けないなら、例えば、欧米諸国にある不登校の方々が、例えばその方々専用の教員の方々が回っているシステムがありますが、せっかくICTのこのタブレットが1人1台なので、不登校になってしまった、または不登校までいかないけれども、鬱などで行けなくなった子供たちは、例えばTeamsとかZoomを使った授業を受けることを許可する、そして、それで受けた場合には、特別に課題などに取り組んで授業に参加したと認定にするとかですね、不登校になったら人生終わりとか、何かこうレッテルを貼られちゃったりとか、そういうことを防ぐことで、発達障害でちょっと学校に行けなくなった子供たちが将来に光を生み出すきっかけにもなるのではないかと。ただそればかりを奨励するわけではないですが、学校生活でいろんなお子さんがいらっしゃるの、特別扱いにはできないっていう意見が出るのかもしれませんが、それは欧米諸国ではやっていることなので、是非それも検討いただければと思います。

2点目、ここ何十年来、こういう委員会等で発言させていただいて、基本的にここにお集まりの専門家の方々には、心から感謝いたしております。20年もの間、全く岩手県の優秀な専門家の方々によりまして、このように制度をいろいろ整えていただいたことに本当に、心から感謝と敬意を示すものでございます。

就労のところですね。先ほど前多先生もおっしゃいましたけれども、この6ページと、7ページの注釈をつけていただいたのをすごく素晴らしいと思って見ていたんですが、そこの6ページの下※14、就学支援アドバイザーがありますよね。これがいつから始まったのか。または7ページの上※15、就労支援ネットワーク会議。特別支援学校、ハローワーク、市町村保健福祉課、広域振興局、福祉事業所等が構成メンバーとなり、特別支援学校高等部生徒や卒業生の就労・生活状況に係る情報交換を行うとあります。再三申し上げておりますが、専門家の方々では共有されていると思います。これらの情報は、どんなにこんなに整えていただいても、当事者その家族に届かなければ、何もない状態と同じでございます。ですので、こういった専門家の方々がせっかくこういうのを作ってくださっているという情報が、保護者に、必ず届くようにしていただきたい。各専門家の方々の所属のところ、どうやったら保護者にその情報を届けられるのかということ、ぜひ会議なりなんなりかけていただいて、そこをきっちり決めていただきたい、文書化していただきたいです。そして、ここに再三書いてございますが、特別支援学校高等部生徒やということで書いてあるんですけども、先ほど何人かの方がおっしゃいましたが、いわゆるグレーゾーンと言われる子供た

ち、または診断は受けているけれども、普通学級にいる子供たち、また特別支援学校ではなく、普通の県立高校、または普通の私立高校に行っている子供たちにつきまして、その子供たちに対して研究したものがなかなか書いていない。

なぜここでわざわざ苦言と申し上げたかといいますと、私は、今、個人的なものはメールアドレスしか公表していないんですけれども、私の住所、私の電話番号のところに、本当に困った人が、探して探して突きとめて、お電話やメールをくださることがとても多いです。その中で、グレーゾーンと言われる方々、特に学校を終わって、社会に出た方々、社会に出てからの人生の方が長いのに、支援はどこにあるんだと。分からない。どこに行っても、たらい回しにされたって、一昨日ぐらいに電話が来た方はそう仰ってました。「当事者の方は、障害名ついているんですか。じゃあ、分からないですね。」「手帳を持ってない。じゃあ分からないですね。」っていうふうなたらい回しにされて、私のところに電話が来ると。別に空いている時間に応じ対応するのは全然構いませんが、ただ、グレーゾーンの方々でも、教育福祉のところで対応していただけるものを明記していただきたい。そうすれば、その方々に例えば岩手県のホームページのここにこういうことが書いていますよとか、そういう情報提供が私の方でできます。「学校というところを出たら、いきなり障がい者扱いされてびっくり」とか、「上から目線で見られた」とかですね、異口同音におっしゃっていますので、こういう情報ができたら、必ず保護者に伝えるというところ、そして、この就労支援ネットワーク範囲ですが、これは特別支援学校だけでなく、普通の学級がある県立高校とかにも広げていただいて、最後の関連でございしますが、この情報を、親団体保護者団体、当事者団体と思われる私ども日本発達障害ネットワーク岩手に全くおいてこないのが問題だと思っております。多分県内で一番大きな発達障がい者の当事者・家族のネットワークだと思うのですが、私どものもとに作業療法士会、臨床心理士会、言語聴覚士会とかも入っておりますが、その専門家の方々のところにもこういう就労情報が回ってこないというのはいかがなものかと。なので、こういう会議をされるとき、オブザーバーとしてでもいいので、私ども誰か参加させていただくとか、何かそういうことをしていただければ大変うれしいです。

【事務局 最上特別支援教育課長】

まず1点目、6ページの就学支援アドバイザーについてです。こちらは、令和元年度から特別支援学校の副校長先生方に、この役割を担っていただいて、市町村で困っているようなケースがあった場合には、助言等をする仕組みになっています。それから、7ページの就労支援ネットワーク会議ですけれども、こちらの方は、地区によっては、高校の参加も何校か、私立の学校を中心に何校かあるようですが、全県的に多くの高校が参加している形ではまだない状況です。この会議については、見直しの検討も今後必要かと、参加している支援学校の職員たちも言っているところですので、あり方について、それから話される内容については、個人的な情報も話し合ったりするので、どこまで外に出せるものなのか等々を含め、このネットワーク会議のあり方について検討しつつ、次年度以降、運営を進めていく形になろうかと思えます。いただいたご意見を踏まえつつ検討していきながら進めていきたいと思えます。

【前多 治雄構成員】

今、藤倉構成員から不登校の話出ましたので、それに関連して話をしたいと思えます。おそらく

教育委員会の方も頭を痛めていると思うんです。私のクリニックの事なので、一般的なこととは言えないと思うのですが、さかのぼって100人の新患を調べたんです。そしたら、その中に100人中36名不登校の子供たちがおりました。そして36名の不登校の子供たちの中の何と33名が、いわゆる自閉症スペクトラムか、自閉症スペクトラムの診断基準を満たさないまでもその傾向がある人が、合わせて33名いるということなんです。だから不登校をなんとかするには、やっぱりここがキーポイントになると思うんです。

やっぱりASDとかの傾向があれば、学校でいじめの対象になりやすい。もしくは、いじめのつもりはなくてもちょっと注意しただけで、本人はいじめられたと誤解しますし、先生がちょっと注意したつもりでも、本人は、すごく怒られたと感じてしまう生徒も多いので、そういうことが、元になって不登校になってしまうということは、皆さんよくご存じだと思います。

不登校になったらどうするかということなんですけども。名前は言いませんけども、有名な大学の先生が、「不登校の子供を登校刺激しちゃいけません。自然に回復するのを待ちましょう。」なんて言っていることを、いまだに信じている人が結構多いですね。

私の経験からはっきり言います。そんな黙って見ていて治る不登校ありません。それは20年前の話です。20年前であれば、お母さんたちがほとんど家にいたと思います。それから、ゲームがなかったです。今はお母さんがいない、ゲームというものがある、インターネットですぐ繋がる。

そうするとどうなるかという、子供たちは親もいないんで、もう自由気ままに、ゲームやるんですよ。そしてゲーム障がいになる。ゲーム障がいになるともう、もう本当に何ともならなくなるっていうのは皆様もよくご存じだと思います。だから、そのまま見ていて、よくなる不登校なんかいないんだということですね。そこら辺まではっきりしているんですから、まず、すぐにでもやれることとしては、やっぱりソーシャルスキルトレーニング。これを先ほどの5歳児健診で、もしそういう傾向があるとなったら、やっぱりソーシャルスキルトレーニング、この教室をいっぱい作ってですね、そこに入ってもらって、そしてソーシャルスキルを養う。

そして小学校にいる間もソーシャルスキルトレーニングを引き続きずっとやってもらう。そうすると、学校の中で、周りは責めているつもりがないのに、周りから責められるとかまた自分の誤解によって学校行けなくなるというのを、ある程度は防げるのではないかと思います。

それから、ゲーム障がいになった子をどうするか。ゲーム障がいになって、どうしようもなくなったのは、せいわ病院の鈴木りほ先生が、かなり頑張ってやっています。りほ先生に、以前聞いたときは、治療後7割の方が再発しないで済んでいる。だからやりようによっては、そういうゲーム障がいも治療することができるんですね。そこのところをきちんとやって、私は、岩手県を不登校の発症率一番少ない県にしたいなと思っています。

私、最近見て愕然としたのはですね、中国でインフルエンザとかコロナとか、いろんな感染症が流行って、小児病院が満杯になっているのをテレビ報道していましたよね。あのときに見て驚いたのは、中国の子供たち。点滴して勉強しているんですよ。おそらく今の日本で、もしそういうことになったとしても、日本の子供たちは、おそらく点滴しながらゲームやっているんじゃないですか。だからもう、例えば自動車の生産台数だって、中国に抜かれちゃいました。だからこのままでいったらもう日本沈没ですよ。不登校がこんなに多くて。だからまず、やれるところから手をつけばいいし、この会議も是非そういう方向でやっていく必要があるんじゃないかなと思いましたので、提案させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

【事務局 最上特別支援教育課長】

不登校の子も含め、今回の今までのこの協議のところで、大事だと改めて思ったのは、情報提供、情報共有、関係機関との連携と、昔から言われていることです。まだまだ不十分なところが多々あるかと思いますが、前多先生がおっしゃってくださったように、やれるところからっていうところは、常に忘れずに、プランの中で様々取り組んでいきたいと思います。

【八木 淳子会長】

支援を必要としている人のおおりに、必要なレベルに応じた支援ということが大事だと思います。一律これをやればいいということはないと思いますので、必要としている人の必要なレベルに応じた支援整備（ニーズの見極めと重層的支援）を是非お願いしたいと思います。

(3) 令和5年度発達障がい者支援に係る取り組み状況等について

※「資料 No. 4」について、事務局より説明

【事務局 赤穂療育専門員】

資料ナンバー4の、6ページ。5の成人期の取組み、支援施策について。に「※今回追加事項」とありますけれども、削除をお願いいたします。

<質疑・意見>

【前多 治雄構成員】

家族支援体制の構築支援。あとはここに関係すると思いますが、是非このところで、ソーシャルスキルトレーニングをやってもらいたいと思っております。とにかく、いわゆるソーシャルスキルがないから不登校に繋がるんだと思いますので、ここが1つポイントかと思います。

それから、今すぐ教えてくれというものではないですけども、JOBカフェいわてとか、生活支援センターサポートステーション、これすごく重要だと思うんですね。障がい者で困っている方が、どのぐらいこういうところを利用しているのか、来年で結構ですから、数字を教えていただければいいなと思っておりました。

それから最後、情報機器のことなんですけども、今の子供たちは、スマートフォンにプロテクトを付けてもすぐに外して、簡単にゲームをやれるようにすることができる子が、すごい多いんです。

だから、こういう情報機器を持つのはいいんですけども、セキュリティーのことや、変なものを入れられないように、そういうのはどのぐらいきちんとやれているのかということ、もし分かっていたら、教えていただければと思います。

【事務局 内藤主任主査】

家族支援体制の件につきましては、この後、円グラフが載っている資料でも少しお話しますが、市町村を中心に、ペアレントトレーニングとか、そういったものが受けられる体制を整備していくことが児童福祉法の中で位置付けられてきております。ですので、そういった部分とか、それからSSTの実施の受け皿の一つとしても、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業所の役

割というものも考えられると思いますので、そういった形で、S S Tを含む家族支援の実施体制とか、受け皿づくりということが今後必要になってくるかと認識しております。

それから、情報機器に関しては、これは基本的に学校に貸与して使っておりまして、個人の家庭に貸与する形にはなってございません。ただ、導入時期ももうかなり古いものでございまして、これはいつかの時点で見直しをしたいと思っております。

【事務局 山口主事】

ジョブカフェいわてと、若者サポートステーションの件につきまして、障がいの疑いのある、軽度の方は含まれていないと聞いておりましたので、数値を載せることも検討していきたいと思えます。

【前多 治雄構成員】

ペアレントトレーニングについては、今かなりわかりやすく書いた本もたくさんありますんで、このままどんどんやっていただければいいかと思うんですけども、そのソーシャルスキルトレーニングだけは、どうしてもグループワークになりますよね。今、県立大学の佐藤史教先生がアイーナキャンパスで、月に1回やっていますけども、それが本当に唯一なんですよね。是非S S Tの普及を療育センターなどでやっていただければ一番いいのかなと思うんですけども、ぜひお願いしたいと思えます。

(4) 発達障がい者支援センター利用児者の状況と今後の相談受付の方向性について

※「資料 No. 5」について事務局より説明

<質疑・意見>

【畑山 紀枝構成員】

ウィズの相談件数が盛岡市が割と多いというところで、おそらくそうだろうと。人数の割合としても多いということではありましたけれども、やはり盛岡市でも、子ども発達相談支援事業で、昨年度ひまわりで、相談とか巡回訪問で、発達相談の相談を受けていますが、なかなか人員的なものも難しい。来年度に向けても、いろいろと画策はしていますが難しい状況で、ウィズさんの方をご紹介するということは、今のところ現状としてございまして、どのぐらいの期間を経て、このような体制に移行しようと考えていらっしゃるのかをお伺いしたいです。

【事務局 内藤主任主査】

まず、これは明日から、というようなスパンでは考えてございません。ただ、財政当局と様々な観点で議論している中で、ウィズの業務の方向性に関しては、いろいろ考える余地があるという認識を共有してきたところでございまして、できるだけ早い時期に、何らかの一定のルールを皆様にお願ひするようにしたいとは考えます。ただ、これはいきなり通知で来るということではなく、市町村の方々のご意見とかも伺いながら、実施の時期を決めていきたいとは思っています。ただ実施に関しては、かなり先ということにはならないようにしたいというのが、担当課としての考えです。

【畑山 紀枝構成員】

各市町村と岩手県とで、うまく協議しながら、各市町村の現状の体制的なものもあって、人員的

なものも限られているところでの急な移行ですと、相談できなくなるのは、実際に発達障がいをおもちになる方や、そのお母様、親御さんたちですので、そこは協議の方をしっかりとお願いしたいと思っております。

【八木 淳子会長】

専門性の高いウィズに後方支援の役割を担ってもらおうということだと思いますが、それにはやはり前提としてその基盤となる、市町村のフロントラインで相談を受ける力をどうやってサポートするか、しっかりそこを整えてからでないと、おそらくこの案が実現しないのかなと思えました。それらを両輪として同時に進めていただければと思います。

【成田 礎野美構成員】

盛岡市が4割で多いというところについて、盛岡の基幹相談支援センターがあると思うんですが、成人の方を対象にされているように聞いておりました。子供については扱っていらっしゃるのか、紫波とかはお子さんについても、成人の方についても、基幹相談支援センターで対応されていると思うんですけれども、そういった状況と、ウィズさんの方に相談が行ってしまうところには何か関連があるのでしょうか。

【事務局 内藤主任主査】

県全体としての一般的なお話になってしまいますが、基幹相談に関しては、次の障がい福祉計画を作っているところですが、市町村での設置努力義務化が、新たな考え方として出てきています。未設置の市町村には基幹相談を置くようお願いしております。この基幹相談があるか無いかで、例えば今話題になった、発達の話もそうですし、医療的ケア児が福祉サービスを使うまでの繋ぎ的な相談も執り行うことができると考えておりますので、年齢を区切らずに、基本的には受けたいと思っております。

また、盛岡市の場合は、いわゆる計画相談支援とか、障害児相談支援みたいな部分も含めて、需要と供給がなかなかうまくバランスがとれていないこともありますので、地域全体で人材の確保とか、体制の計画的な整備を私たちとしてもお願いしていきたいと考えています。相談をどこにも受けてもらえなかったものをウィズに相談したら、ウィズで断られたみたいな話は避けたいとは思っていますが、基本的には身近なところで、ある程度の話はまず聞いてもらえる体制を目指していきたいというのが、今回のご相談の趣旨でございます。

【藤倉 良子構成員】

発達障がい児または発達障がい者、それからその当事者の家族について、何が必要で、どんな支援が必要で、どんな療育が必要なのかを分かっていらっしゃる必要のある方が、本当に何が必要かということを知っていらっしゃるのではないかと印象を受けております。こんなに素敵な制度をたくさんいつも整えていただいて、すごいな、ありがたいなって気持ちはあるんですけども。前回の会議でも申し上げましたが、相談する核となるところが、岩手県の場合は、重度の障がいをもった方々が使っていた施設、相談する場所の方々が中心になって、発達障がいの方でも相談を受けたり支援をしているという構図だと理解しております。発達障がいの例えば普通学級、それから特別支援学級に在籍して、そこから例えばグレーゾーンとか、一般就労とかですね、あとは

また手帳を取って障害者枠で、一般企業さんとか公務員になるっていう方々にとっては、本当に何が必要なのかを、皆さんお分かりでしょうか。

私、4人の子供のうち3人が障がい児だったんですけれども、1人はわらしっこ教室、ひまわり学園を使っております。そして、あとの2人は、特別支援学級とか普通学級で県立高校、大学も行った子もいます。

盛岡市さんの会議に、この間、初めて行かせていただいて、おそらく県内で盛岡市が一番、発達障がいの、普通学級とか特別支援学級にいるお子さんたちの、療育を分かっているじゃないのではないかと思います。だからこそ盛岡市のウィズさんの相談が4割もあるかと思います。

先日仕事で、九戸村に行って参りました。そこの村長さん以下の方々が、重い療育が必要と思う人がここに来てとかじゃなくて、その子に合わせた、療育を考えていらっしゃるんですね。盛岡市では、まずはわらしっこ教室とかひまわり学園で、発達障がいの子たちを受け入れるようになってはいるんですけども、専門家の方々もそこを紹介されると思うんですけども、普通学級に行くお子さん方、または特別支援学級に行くお子さん方は、ひまわり学園の療育では全く違う療育方法になります。ここお分かりでしょうか。要するに重度の子供たちが通うところはとってもいいんです。もう素晴らしい、何から何までそろっている。親の心のケアしてくれる。けれども、普通学級とか、特別支援学級に行く、普通の子たちと一緒に活動するところに行くと思われる子供たちにとっては、この療育法ではありません。そこを分かっているじゃないと、この間の会議で思いました。すごく残念でした。

ウィズさんとかに親たちが殺到する状態ですけども、発達障がいと診断されるのは、早くても1年半ぐらいでもう盛岡市では診断されるんですね。好摩幼稚園の園長先生から素晴らしいご発言がありました。療育を、入口のところをちゃんとやらなきゃ駄目だという話。発達障がいの重い自閉症とかの、ひまわり学園に行く子供たちはいいですが、それ以外の子供たちは、何の療育の機会に恵まれない子供たちがいっぱいいるのです。その事実には皆さんお気づきでしょうか。

重度のところの支援のところばかり紹介して、実際、普通学級とか特別支援学級に行く子供たちは、障がい者と認定して、重いところを紹介すればいいなみたいなことを考えていらっしゃるでしょうか。

イギリスではこの子供たちは、未発見の労働力と言われて、一般就労を前提に育てられます。また、なぜ岩手県で、当事者や家族の方々にうまくいかないと思われているか。これは、世田谷区の調査で、発達障がいと分かったときに、その療育や介護というか、その支援を任せられるのは母親一択100%。父親じゃないんです。田舎に行けば行くほど、ご両親も支援を受けられますけれども、母親一択です。そうするとどうなるかという、母親たちの人生が変わるということです。そして母親たちは、発達障がいの情報を求めますけども、我が子に合うものが見つからない。地元で、岩手県で生きていきたいのに、その支援が受けられない、どこに行ったらいいんだってなるとですね、どうなると思いますか。このお母さんたちが自分の人生を諦めなきゃいけないってなっちゃうんですね。そうすると何が起こるか。お母さんたちが老後になったとき年金6万円ですよ。6万円から健康保険料とか介護保険料払うんですよ。そして、お母さんたちも一緒に鬱とか精神系のお薬を飲むようになっていく。それは放っておいたからです。

何が一番大事かという、早期療育早期発見と言われますけども、早期支援、早期人生設計です。そこが決定的に欠けています。それを子供たちが何かおかしいなんて言って、もりっこ健診とか行ったときに、親たちの支援に入らないと、親たちがそこで子供たちがどういうふうに育っていく、

どういふところを使えばいい、そういう情報提供があり、この後に出てくるペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンターを使いながら、そうかこういうふうになれば私の子供がうまくいくんだなという情報提供がないから、お母さんたちが病んでいくんです。そして、お母様が病むということは子供たちはそれと一緒にいきます。

ゲームの話が出ましたが、ゲーム依存症になるのは、何も支援がないからだと思ってください。そして子供たちが、発達障害の子供たちって別にゲーム大好き人間じゃないんですよ。支援がない。自分のやることがない。自分が目指すところがないから、目の前にあるゲームに行くだけで、ゲーム依存症になっていた、成人の方々もちゃんと働くということに行くのですね、ゲームは、本当平日はやらないってこと自分で決めるんです。

早期支援、早期発見だけでなく、親たちへの支援が、決定的に欠けています。そこを書面化、文章化していただくことを強く希望いたします。

【事務局 内藤主任主査】

相談に対応する、関わる資源が重度障がい者の施設が多いこと、今これは歴史的な経過も踏まえて、そうになっているのは事実だと思っております。ひまわり学園も、かつては知的障がい児通園施設という背景もあり、重い障害の子を中心にした支援というのが目立ってしまうところがあると思っております。ただし、ひまわり学園は様々なケースの支援経歴がある施設でございまして、本人支援に加えて、家族支援を含めているようなノウハウをもっている施設でもあります。そういったノウハウを地域に展開して欲しいということで、児童発達支援センターという仕組みが出てきて、県にしても、国にしても、少なくとも圏域に一つ以上置いていきたい、という考え方で取り組んでおります。

今日、宣伝させていただいた「ソスカ」の利用も含めて、なるべく、早い時期に、健診の現場でもしくは、幼稚園や保育所の現場で、何か気になるなと思ったときに、支援ができる環境を構築していきたいと考えておりますし、これらに関しては県の後方支援という役割はもちろん重いんですけども、市町村の方々がまず先頭に立っていただいて、お子さん、それから今ご指摘があった親御さんに対する、長い目で見た情報提供が必要かと感じております。

【八木 淳子会長】

現状・実態に沿った重層的な支援の構築がやはり求められていると思っておりますので、そのあたり、総合的に包括的に、既存のしくみを利用するということも、もちろんそうですけれども、ないものは、やっぱり新たに構築していかないといけないと思っておりますので、そのあたりも総合的にお願いできればと思います。

まだまだあるかと思っておりますけれども、議論を進めて参りたいと思っております。

(5) 市町村における発達障がい児者の体制整備状況について

※「資料 No. 6」について事務局より説明

【八木 淳子会長】

ただいまのご説明に対しまして、ご質問ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

【前多 治雄構成員】

近年、デイサービスが、かなりいっぱいできております。そのデイサービスのことを全部分かっているわけではもちろんありませんけども、かなり差があるんですね。また、得意分野があります。ですから、ぜひ調査して、このデイサービスはこういうことが得意ですと、ここには、作業療法士さん、臨床心理士さんがいますとか、そういう一覧表みたいなのを作っていただければいいなと思っていました。

【事務局 内藤主任主査】

情報提供の仕方について参考にさせていただきたいと思います。

【藤倉 良子構成員】

1 ページ目です。資料 No. 6-1、「2 発達障がいのある子どもを育てる養育者への支援」の(1)、(2)、(3)について、いつも私が発言している内容につきまして、障がい福祉課がこのように作ってくださることに、本当に心から感謝しております。私の発言をそのまま流さずに、このように文書で作って、調べていただくこと、本当にありがとうございます。その上で申し上げますが、市の会議でも申し上げましたけども、ペアレントトレーニング、いわゆるペアトレは、すごく普及しております。

しかしながら、厚生労働省のホームページをぜひご覧いただきたいと思いますが、その中にある親への支援というところでは、ペアトレは、ペアレントプログラムの次の段階のものです。そしてペアレントメンターがそこに付随する、三位一体の施策です。

それを TEACCH という、自閉症児の療育で、昔 TEACCH というのが入ってきたときに、カードさえ見せておけばいい、言葉がけはしなくていいみたいなのが流行ったこともありますが、何かそれと似たような流れを少し感じます。ペアレントトレーニングは、とってもいい。だからやっとならばいい。それは素晴らしいけれども、その前段にあるペアレントプログラム。親たちが障がいを必要する段階で、さっき早期支援と言いましたけども、早期支援の1丁目1番地にあたる、親としてどうしていったらいいんだろうかっていうところをやるのがペアレントプログラムです。これを欠いているから、それをやらずにペアトレに行ってしまうから、申し訳ありませんが、特定の成果かしか出ない。そこにペアレントメンターを否定せずに、否定している専門家がいることも存じておりますが、ペアレントメンター、経験した親でしか分からない感情といいますか、それを共有することで親たちがまた前を受けるといふこの三位一体の厚生労働省のホームページに書いているプログラムを徹底していただきたいなと思っております。

【事務局 内藤主任主査】

このペアレントトレーニングペアレントプランプログラム、ピアサポートみたいなものに関しては、今回の児童福祉法の改正の中でも、地域での取り組みを推進するようになっておりまして、市町村の会議でも何回か取り上げさせていただいておりますが、ちょっとなかなか、進んでいない状況もあるので、これの進め方、充実のさせ方に関しても、この場もお借りしながら、いろいろ検討していきたいなと思っております。

【成田 礎野美構成員】

ペアレントプログラムは、辻先生がペアレントトレーニングだとちょっと難しすぎるからということで、ペアトレの最初の褒めるっていう部分と行動分析のところをやると。ここで大事なのはピアサポートで、親同士が繋がるっていうふうに伺っております。

ちょっと情報を整理していただくっていうことと、あと調査いただいていますけれども、市町村が全て把握された上での回答なのかというのが、ちょっと疑問に思います。

私どももペアレントトレーニング実施しておりますけれども、市町村に登録しているわけではなく、それぞれ研修を受けて実施している形になると思います。紫波のあれんとさんの研修を受けまして、リーダー研修を受けて実施をします。実際にそのあと、どれくらいの方が実施をされているかを把握されていないと伺っていますので、市町村で把握していただくためには、届け出じゃないですけど、登録してくださいね、みたいな、市町村の方で、こういうところで受けられますよ、っていうのが、各市町村で一覧になって分かるとか、できるように促していただけたらなと思ったのですが、どういう状況でしょうか。

【事務局 内藤主任主査】

ペアレントの研修、この資料で言いますと、資料 No. 4、3 ページ目の「3 人材育成」の中で、その次の4 ページの中に出てくる「ペアレントトレーニング実践研修」というのが、実は中核的な研修になっております。修了者は実は、相当数になっておりまして、数十人の修了者がいる市町村も実はあるようでございます。

市町村ごとの修了者の数に関しては、市町村にも情報提供をしております、身近にこれを受けた人がいないかを確認していただきたいということは、市町村の方々にもお願いしております。

引き続きの課題として、修了者の方が今どういう活動されているか、それから市町村などの活動に協力される意思があるかと。こういったことに関しては、追加で何らかの形でお聞きしていきたい。結果に関しては、こちらにも報告をしたいと思っております。

<情報提供>

【田代 拓之 構成員】

当センターは紫波地域障がい者基幹相談支援センターの委託をしております、いわゆる基幹相談支援センターというのは困難ケース等々への対応や相談のワンストップで受けてください、支援者支援してください、理解啓発、地域の理解啓発をしてください、との委託内容があり、これらが基幹相談支援センターの役割の中心となっております。

そういった事業を進める中で、発達障がいの方の支援をする上で、地域の連携っていうのがなかなかできていないということを実感し、地域の支援者の連携をするために発達障がいサポーターチーム、紫波地域発達障がい者サポーターチーム 2023 というのを立ち上げて、今度2月に3回目の定例会を開きます。地域の支援者の見立て力や、支援力の向上というのは、障がいをおもちの方の日々の支援にも絶対必要だと思いますので、そこの地域の横の連携と地域の支援者は一人一人頑張っていると思いますが、そうではなくて、この地域の支援者をチームとして、お互い支え合って、そういうチームを作っていくことが、地域の親御さん、もちろん関係する皆様方の安心感に繋がるんじゃないか、ひいては、当事者の方々の方々の安心にも繋がるのではないだろうかということで、取り組みを進めています。次回また具体的な様子が御紹介できればいいと思います。

もう一つ、今年の4月に東北で初めて、ギャンブル依存症の方の支援施設が矢巾町にできます。「グレイス・ロード」というギャンブル依存症の方の支援をする施設で、生活支援を行うということで15名、山梨から転居して参ります。

この後増えていくという予定があるようですけれども、担当者の方がお話をされた中に、ギャンブル依存症の中にずっと見て、2割以上の方が発達障がい特性があるという話をされていました。もしかしたら、ゲーム依存も2次障がいとしてのゲーム依存、2次障がいとしてのギャンブル依存というのがあるのではないかと思うのですけれども、そういった意味からも、依存症の部分と発達障がい、この辺りの勉強をさらに深めていかなければならないなと思っておりますので、皆様方から教えていただきながら進めていければいいなと思いますし、このグレイス・ロードの状況につきましては、また次回お伝えできればいいなと思っておりました。